子どものゆたかな学びを保障する行財政

■教育財源は、ナショナルミニマムを充実し地域間格差を生じさせない観点から、国の責任で確保を！

- 「教育は未来への先行投資」であることをふまえ、国・地方合わせた教育に対する公費支出をGDPの5%以上とすること。
- 教育諸条件の充実をはかるため、地方交付税に替わって教育予算の総額が安定的に確保されるよう、使途を教育に限定したしくみを構築すること。
- 教育行政は、上意下達ではなく、学校現場の声を反映したシステムへ転換すること。
- 義務教育費国庫負担制度について、負担割合2分の1復元など拡充すること。
- 教育委員会制度の活性化をはかり、教育施策の企画、教育行政への指導・監督、学校支援、教育に係る住民意見の収集・反映など、教育委員の本来の役割が発揮できる方策を講じること。
- 首長は地教行法24条で定められた職務権限を逸脱して教育行政に介入しないこと。
- 子どもの就学、修学保障のため就学援助・修学支援（奨学金含む）を拡充すること。

要保護及び準要保護児童生徒数の推移（1995年～2014年）

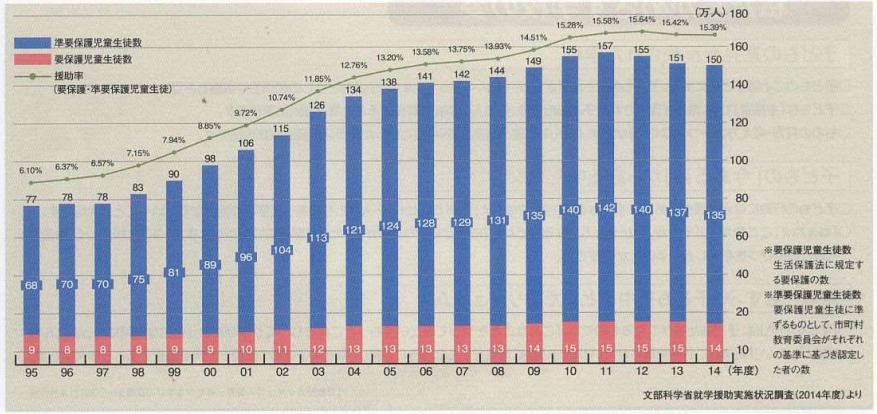

文部科学省就学援助実施状況調査（2014年度）より

準要保護の就学援助費目については、すべての支給を！

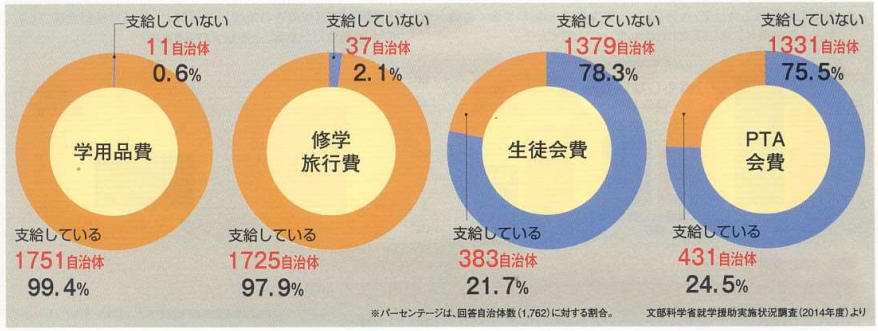

※パーセンテージは、回答自治体数（1,762）に対する割合。　文部科学省就学援助実施状況調査（2014年度）より

高等教育機関に対する支出の私費負担割合（2013年）

図表でみる教育：OECDインディケータ（2016年度）より

幼児教育機関に対する教育支出（2013年）

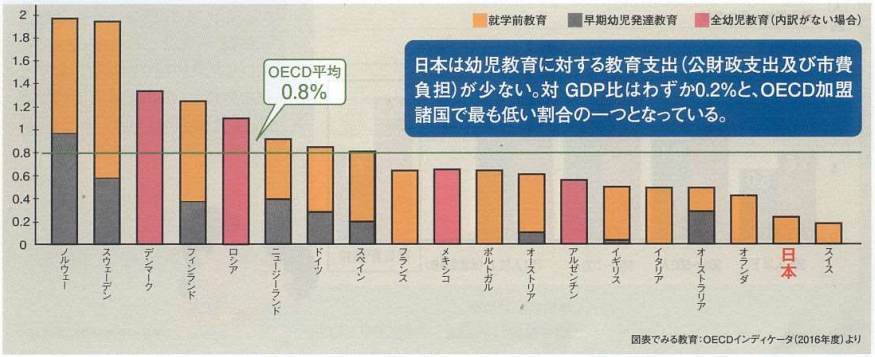

図表でみる教育：OECDインディケータ（2016年度）より